

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月
② 昭和59年2月から60年10月まで

申立期間①については、厚生年金保険の第4種被保険者期間を終えた直後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるし、申立期間②については、当時、婦人会で国民年金保険料の集金が行われていたので、私は妻の分と一緒に婦人会を通じて保険料を間違いなく納付した。申立期間の年金記録が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和60年1月から同年10月までの期間については、申立人から提出された昭和57年分及び60年分から63年分までの所得税の確定申告書（控）には、いずれも社会保険料控除額が記載されており、それらの控除額における国民年金保険料額と国民健康保険税額の内訳は不明であるものの、57年1月から同年12月までの期間及び61年1月から63年12月までの期間の申立人の年金記録はすべて納付済みとなっていることから、60年分の保険料についても納付されたものと推認でき、申立人は当該期間の保険料を納付したものと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和59年2月から同年12月までの期間については、申立人は申立期間の前後を通じて事業経営は順調であったと主張している上、確定申告書（控）の所得金額等の申告内容からも国民年金保険料を納付することができない生活状況ではなかったと考えられ、申立人は当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の受給資格を取得した後、国民年金に任

意加入した昭和 54 年 2 月から申立人が 60 歳に到達するまで、申立期間②を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、一緒に納付していたとする申立人の妻も 41 年 1 月から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及び申立人の妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳、社会保険庁及び A 市の年金記録のいずれの記録においても、申立人の国民年金資格取得年月日は昭和 54 年 2 月 3 日となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで
申立期間については、私が夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 52 年 4 月以降 60 歳到達まで、付加保険料も納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 9 月に連番で払い出されているとともに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫の記録は納付済みであることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで
昭和 45 年当時、町内の自治会長宅で妻と二人で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料を 3 か月分から 6 か月分まとめて月初めに持参し納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 1 月 12 日に払い出されており、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、A 市は、集金人や自治会長は過年度保険料の収納を行っていないとしている。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も、申立期間中の国民年金加入期間は未納である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの期間及び 61 年 3 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで
② 昭和 61 年 3 月から同年 8 月まで

59 歳のときに、社会保険事務所に電話し、60 歳以降の国民年金の任意加入の延長手続を電話で受け付けてもらった。

61 歳になる前の昭和 61 年 2 月までは納付書が送ってきていたので納付していたが、納付書が来なくなったので、同年 9 月 8 日に社会保険事務所に行き事情を説明した。窓口の職員が、持参した国民年金手帳の「被保険者でなくなった日」の欄に「昭和 61 年 3 月 9 日」、「被保険者となった日」の欄に「昭和 61 年 9 月 8 日」と書き込んでくれたので、60 年 3 月から 61 年 2 月までは当然国民年金保険料は納付済みと考え、その時点で未納となっている 61 年 3 月から同年 8 月までの 6 か月分の付加保険料を含む保険料を同事務所で現金で納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 60 年 3 月に満 60 歳になる直前の 59 歳のときに電話で 60 歳以降の国民年金の延長手続を行ったとしているが、60 歳以上に係る国民年金の任意加入被保険者制度は 61 年 4 月から始まった制度であることから、申立人は、当該期間について国民年金に任意加入することはできなかつたものと考えられる上、任意加入の延長手続を電話で受け付けるとは考え難く、申立内容には不自然な点が見られる。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

申立期間②のうち、昭和 61 年 3 月については、60 歳以上に係る国民年金の任意加入被保険者制度は 61 年 4 月から始まった制度であることから、申立期間①と同様、国民年金に任意加入することはできず、国民年金保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月から同年 8 月までについては、申立人は、61 年 9 月 8 日に社会保険事務所に行き、61 年 3 月分も含め即日まとめて国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は 61 年 9 月 8 日に任意加入していることから、保険料を^{さかのぼ}遡って納付できない上、当時、社会保険事務所では現年度保険料を納付することはできず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和 61 年 9 月 8 日に、社会保険事務所の職員が、国民年金手帳の「被保険者でなくなった日」の欄に「昭和 61 年 3 月 9 日」、「被保険者となった日」の欄に「昭和 61 年 9 月 8 日」と書き込んだとしているが、記載状況から判断し、「被保険者でなくなった日」については「昭和 60 年 3 月 9 日」と記載すべきところを誤って「昭和 61 年 3 月 9 日」と記載した可能性が否定できず、国民年金保険料の納付を裏付けるまでには至らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。